



政府統計

喫煙環境に関する実態調査 【第一種施設票】



統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

政府統計コード	9NCS
調査対象者 I D	
パスワード	

法人名	
法人番号	

※おそれいりますが、左記事業所の名称、所在地、法人名、法人番号(国税庁から指定された13桁)に変更等がありましたら郵送でご回答の場合、朱書きにて訂正・加筆をお願いします。
また、空欄の場合はご記入をお願い申し上げます。

※ 本調査は、政府統計オンライン (<https://www.e-survey.go.jp>) にアクセスし、上記の調査対象者 I D、パスワードでログインしての回答も可能です。
※ 令和元年12月末時点の状況をご回答ください。

記入ご担当者

担当部署		担当者名		電話番号	-	-
------	--	------	--	------	---	---

※調査票の記入内容について、照会させていただく場合がございますので、記入担当者の氏名、ご連絡先のご回答をお願いします。

問1 貴事業所について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。
 ※事業所の規模については、下表の「中小企業の範囲」および、記入要領4ページの「別表1 事業所の規模」を参照の上、該当する番号をご回答ください。
 ※貴事業所が法人企業の1事業所・店舗の場合は、法人企業が該当する番号をご回答ください。

1. 大企業(個人事業者を除く)
2. 中小企業(個人事業者を除く)
3. 個人事業者
4. 会社以外の法人、官公庁等

中小企業の範囲

中小企業基本法上の類型	中小企業基本法の定義
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社

問2 貴事業所の主たる施設種別について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。
 ※お送りした宛名の事業所の施設種別をご回答ください。

1. 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
2. 専修学校、各種学校、職業・教育支援施設
3. 大学院を除く高等教育機関（大学、短期大学）
4. 病院
5. 病院以外の医療施設（一般診療所、歯科診療所、助産所、療術施設（あんま、はり、きゅう、柔道整復等）、介護老人保健施設）
6. 児童福祉施設（保育所等）
7. 行政機関

8. 1.～7.以外の第一種施設に該当しない施設
 （大学院、地方自治体立法機関（議会）等）

調査は以上で終了です

裏面にも設問があります。

・以降の設問は、問2で選択いただいた施設の状況についてご回答ください。(複数の事業を行っている施設においては、選択いただいた施設についてのみご回答ください。)
 ・貴事業所がテナントなど複合施設内に入居する場合は、貴事業所が管理している範囲(共用部分を除く)についてご回答ください。

問3 貴事業所におけるたばこ(火をつけて喫煙するたばこ)の喫煙環境について、当てはまる番号に1つ〇をつけてください。

(1)敷地内全面禁煙としていますか。

1. 禁煙にしている } -----> 調査は以上で終了です


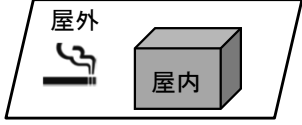
2. 禁煙にしていない -----> 問3(2)にご回答ください。

(2)特定屋外喫煙場所を設置していますか。

1. 設置している

2. 設置していない

参考

喫煙環境の例	
<p>例1) 敷地内全面禁煙</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>例2) 特定屋外喫煙場所を設置している</p> <div style="text-align: center;">  </div>
<p>事業所の敷地内全体を禁煙にしている。</p>	<p>屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所のみ、喫煙場所を設置している。</p> <p>※屋外の定義 外気の流入が妨げられる場所として、屋根があって、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部に該当しない場所をいう。</p>

調査は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。